



## 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

文中の略称	名 称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
条例	久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年3月26日条例第9号）
施行令	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
平18-0331004	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について （平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331007号）
平18厚告126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
平18-0331005	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
平18厚告263	厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に関する単位数（平成18年3月31日厚生労働省告示第263号）
平27厚告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
平27厚告95	厚生労働大臣が定める基準
平27厚告96	厚生労働大臣が定める施設基準

## 自主点検表目次

項目	内容	ページ
第1	一般原則	5
1	一般原則	5
第2	基本方針	5
1	基本方針	5
第3	サービスの種類	5
1	基本サービス	5
第4	人員に関する基準	6
	(用語の定義)	6
1	オペレーションセンター従業員【オペレーター】	7
2	オペレーションセンター従業員【面接相談員】	7
3	訪問介護員等	9
4	管理者	9
第5	設備に関する基準	9
1	設備及び備品等	9
第6	運営に関する基準	11
1	内容及び手続きの説明並びに同意	11
2	提供拒否の禁止	12
3	サービス提供困難時の対応	12
4	受給資格等の確認	12
5	要介護認定等の申請に係る援助	12
6	心身の状況等の把握	12
7	指定居宅介護支援事業者等との連携	12
8	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	12
9	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	12
10	居宅サービス計画等の変更の援助	12
11	身分を証する書類の携行	12
12	サービスの提供の記録	13
13	利用料等の受領	13
14	保険給付の請求のための証明書の交付	13
15	指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針	14
16	指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針	14
17	夜間対応型訪問介護計画等の作成	14
18	同居家族に対するサービス提供の禁止	15
19	利用者に関する市町村への通知	15
20	緊急時等の対応	15
21	管理者の責務	15
22	運営規程	15
23	勤務体制の確保等	16
	(ハラスメント防止)	17
24	業務継続計画の策定等	18
25	衛生管理等	19
26	掲示	20

27	秘密保持等	20
28	広告	20
29	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	21
30	苦情処理	21
31	地域との連携等	21
32	事故発生時の対応	21
33	虐待の防止	22
34	会計の区分	23
35	記録の整備	23
	(電磁的記録)	24
36	介護職員等による喀痰吸引等について	25
第7	変更の届出等	26
1	変更の届出等	26
第8	介護給付費の算定及び取扱い	26
1	夜間対応型訪問介護費	26
2	同一の建物若しくは隣接する敷地内の建物の減算	27
3	24時間通報対応加算	28
4	中山間地域等居住者加算	29
5	サービス種類相互の算定関係	29
6	二以上の事業所からのサービス提供	29
7	認知症専門ケア加算	29
8	サービス提供体制強化加算	30
9	介護職員処遇改善加算	31
10	介護職員等特定処遇改善加算	32
11	介護職員等ベースアップ等支援加算	32
第9	その他	34
1	サービス利用前の健康診断書の提出	34
2	介護サービス情報の公表	34
3	法令遵守等の業務管理体制の整備	34

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
<b>第1 一般原則</b>			
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	いる いない	条例 第3条第1項
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者（地域密着型介護予防サービス事業者）又は居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービス提供する者との連携に努めていますか。	いる いない	条例 第3条第2項
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	いる いない	条例 第3条第3項
	④ 指定地域密着型（介護予防）サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。※「科学的介護情報システム」（LIFE）の活用	いる いない	条例 第3条第4項
	⑤ 法人の役員及び事業所の従業者が暴力団員又は久喜市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者になっていませんか。	いない いる	条例 第3条第3項
<b>第2 基本方針</b>			
1 基本方針	指定夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものとなっておりますか。	いる いない	条例 第45条第1項
	※ 対象者は一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯や中重度の者が中心になると考えられますが、これらの者に限定されるものではありません。		平18-0331004 第3の二の1(1)
<b>第3 サービスの種類</b>			
1 基本サービス	① 基本方針に規定する援助等を行うため、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを提供するものとなっておりますか。	いる いない	条例 第46条第1項
	※ 利用者はケアコール端末（利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器）を有していることが条件となります。（持たない場合は、通常の指定訪問介護利用）		平18-0331004 第3の二の1(2)①
	※ サービスを提供する時間帯は、各事業所において設定することになるが、夜間におけるサービス提供という性格を踏まえ、22時から6時までの間は最低限含んでください。 なお、8時から18時までの間の時間帯を含むことは認められないものであり、この間の時間帯については、指定訪問介護を利用してください。		平18-0331004 第3の二の1(2)②
	※ 指定夜間対応型訪問介護事業所が指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受けることは差し支えありません。		平18-0331004 第3の二の1(2)④
	(1) 「定期巡回サービス」 訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話		
	※ 定期巡回サービスの提供回数については、特に要件は設けておらず、事業者と利用者との間で取り決められるものです。		平18-0331004 第3の二の1(2)③
	※ 「訪問介護員等」とは、次のいずれかです。 ア 介護福祉士 イ 看護師等（保健師、看護師、准看護師） ウ 実務者研修修了者 エ 介護職員初任者研修課程を修了した者		施行令 第3条  埼玉介護職員初任者研修事業指定要領 第15

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 介護職員の研修課程等の見直しに係る施行規則の一部改正の施行の際（平成25年4月1日）、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級課程及び2級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。</p> <p>また、施行の際、旧課程を受講中のものであって、施行後に当該研修課程を修了したものについても、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。</p>		<p>介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）（平24老振発0328第9号）Iの6</p>
	<p>(2) 「オペレーションセンターサービス」</p> <p>あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス</p> <p>※「看護師等」とは、次のいずれかです。</p> <p>ア 保健師    イ 看護師    ウ 准看護師    エ 理学療法士 オ 作業療法士    カ 言語聴覚士</p>		
	<p>(3) 「随時訪問サービス」</p> <p>オペレーションセンター等からの連絡に対応して行うサービス</p> <p>※ オペレーションセンターとは、オペレーションセンターサービスを行うためのオペレーションセンター従業者を置いている事務所です。</p>		
	<p>② オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1箇所以上設置していますか。</p> <p>ただし定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができます。</p>	<p>いる    いない</p>	<p>条例第46条第2項</p>
	<p>※ 設置しないことができる場合とは具体的には、利用者の人数が少なく、かつ、事業所と利用者間に密接な関係が築かれていることにより、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けた場合であっても、十分な対応を行うことが可能であることを想定しています。</p>		<p>平18-0331004第3の二の1(2)⑥</p>
	<p>※ オペレーションセンターとヘルパーステーションは同一の場所が望ましいですが、オペレーションセンターとヘルパーステーションの連携が確保され、業務に支障がない場合は、事業の実施地域内なら別々の場所としても差し支えありません。</p>		<p>平18-0331004第3の二の1(2)⑤</p>
	<p>※ 隣接する複数の市町村で1つの事業所がそれぞれの市町村から指定を受ける場合、オペレーションセンターは所在地の市町村に、ヘルパーステーションは他の市町村に設置されることが考えられますが、こうした形態で事業を実施することは差し支えありません。</p>		
<p><b>第4 人員に関する基準</b></p>			
<p>(用語の定義)</p>	<p>※ 「常勤」とは</p> <p>当該事業所における勤務時間（同一敷地内にある他の事業所において、指定介護予防訪問介護相当サービス以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>例えば、同一の事業者によって居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その</p>		<p>平18-0331004第2の二(3)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。</p> <p>※ 「専ら従事する・専ら提供に当たる」とは 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>※ 「常勤換算方法」とは 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 3 2 時間を下回る場合は週 3 2 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が介護予防訪問介護相当サービスと訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問介護員と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし母性健康管理措置、育児・介護休業により所定労働時間の短縮等の措置がされている場合、30 時間以上の勤務で常勤の従業員が勤務すべき時間数を満たしたものと取り扱えます。</p>		
1 オペレーションセンター従業者【オペレーター】	① オペレーターとしてサービス提供時間帯を通じて 1 以上配置していますか。	いる いない	条例 第 47 条第 1 項第 1 号
	<p>② 同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、当該施設等の職員をオペレーターとして充てていますか。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所 (2) 指定短期入所療養介護事業所 (3) 指定特定施設 (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (6) 指定地域密着型特定施設 (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 指定介護老人福祉施設 (10) 介護老人保健施設 (11) 指定介護療養型医療施設 (12) 介護医療院</p> <p>※ 当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができます。 ただし、当該職員が定期巡回サービス又は随時訪問サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できないため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られることに留意してください。</p>	いる いない 該当なし	条例 第 47 条第 4 項
	③ オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、社会福祉士、保健師、准看護師又は介護支援専門員の資格を有していますか。	いる いない	平 18-0331004 第 3 の二の 2(1)① へ 条例 第 47 条第 2 項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
続・ 1 オペレーションセンター従業員【オペレーター】	<p>※ 利用者の処遇に支障がない場合であって、サービスを提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者）にあっては3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができます。この場合、「1年以上（3年以上）従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間の通算です。</p>		平 18-0331004 第 3 の二の 2(1)①イ
	<p>④ オペレーターは専らその職務に従事していますか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができます。 また、利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、随時訪問サービスに従事することができます。</p>	いる いない	条例 第 47 条第 3 項、 第 6 項
	<p>※ オペレーターは、事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えありません。また、午後6時から午前8時までの時間帯はICT等の活用により事業所外においても利用者情報（具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築しコール内容に応じて必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。</p>		平 18-0331004 第 3 の二の 2(1)①ロ
	<p>※ オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅において日常生活上の世話をしているときであっても利用者からの通報を受け付けることのできる体制を確保している場合は、その時間帯におけるオペレーターの配置要件も同時に満たします。 オペレーターは、利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができることとしていますが、これは例えば、市が地域支援事業の任意事業において、家庭内の事故等による通報に夜間を含めた365日24時間の随時対応ができる体制を整備する事業を行っている場合、その通報を受信するセンターと指定夜間対応型訪問介護のオペレーションセンターの共用が可能であり、オペレーターは、この市が行う事業の受信センター職員が行う業務に従事することができるということです。</p>		平 18-0331004 第 3 の二の 2(1)①ハ
	<p>※ オペレーションセンターを設置しない場合は、オペレーターは、訪問介護員等の資格を有する者で差し支えありません。</p>		平 18-0331004 第 3 の二の 2(1)①ニ
	<p>※ オペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事できる「利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合」とは、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて必要な対応を行うことができると認められる場合のことです。</p>		平 18-0331004 第 3 の二の 2(1)①ホ
2 オペレーションセンター従業員【面接相談員】	<p>① 利用者の面接その他の業務を行う者として1以上配置していますか。</p>	いる いない	条例 第 47 条 第 1 項第 1 号
	<p>② 面接相談員についてもオペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識・経験を有する者を配置するように努めていますか。</p>	いる いない	平 18-0331004 第 3 の二の 2(1)①ト
	<p>※ 面接相談員は、利用者からの通報を受けた場合に適切に対応できるようにする観点から、日中の面接等を通じて利用者の状況を把握するために配置することとしています。したがって、面接相談員についてはオペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するように努めてください。 また、面接相談員は、面接を適切に行うために必要な人員を配置すればよく、夜間勤務のオペレーター、訪問介護員や管理者が従事することも差し支えありません。</p>		



自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
3 訪問介護員等	① 定期巡回サービスを行う訪問介護員等について、交通事情、訪問頻度等を勘察し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数の職員を配置していますか。	いる いない	条例 第47条第1項 第2号
	② 随時訪問サービスを行う訪問介護員について、提供時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されていますか。	いる いない	条例 第47条 第1項第3号
	※ ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができます。		条例 第47条第5項
	③ オペレーターは、随時訪問サービスに従事していますか。	いる いない	条例 第47条第7項
	※ この場合、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができます。		平18-0331004 第3の二の2(1)② ロ
	※ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて1以上配置している必要がありますが、定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えありません。 また、午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。		
4 管理者	事業所ごとに専従で常勤の管理者を置いていますか。	いる いない	条例 第48条
	※ 次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はありません。  ア 当該事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合 イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、一体的に運営する場合に限る）がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 ウ 日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営する場合（指定訪問介護事業所の職務に従事することができる。）	いる いない 該当なし	平18-0331004 第3の二の2(1)② ハ  平18-0331004 第3の二の2(1)② ニ
<b>第5 設備に関する基準</b>			
1 設備及び備品等	① 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていますか。他の事業と同一の事務室の場合、間仕切り等で明確に区分していますか。 区分されていなくても業務に支障がないときは、指定夜間対応型訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていますか。	いる いない	条例 第49条第1項
	② 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。	いる いない	条例 第49条第1項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
続・1 設備及び備品等	<p>※ 他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定夜間対応型訪問介護の事業又は他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用できます。</p> <p>※ 事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。</p>		平 18-0331004 第 3 の二の 3(3)
	<p>③ 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させていますか。</p> <p>ただし、下記(1)に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができます。</p> <p>(1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 (2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等</p>	いる いない	条例 第 49 条第 2 項
	<p>※ 利用者からの通報を受け付けるための機器については、必ずしも当該オペレーションセンターに設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできます。</p> <p>※ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受信した際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならないが、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えありません。したがって、通報を受け付ける機器としては、一般の携帯電話等であっても差し支えありません。</p>		平 18-0331004 第三の二の 3(4)
	<p>※ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等については、事業所・事業者内のネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも事業所において機器等を保有する必要はありません。</p> <p>※ 常時利用者の情報にアクセスする体制とは、こうした情報通信技術の活用のみならず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され事業所において一元的に管理されていること等も含まれます。</p>		平 18-0331004 第三の二の 3(5)
	<p>※ オペレーションセンターを設置しない場合にあっても、オペレーションセンターにおける通信機器に相当するものは必要です。</p>		平 18-0331004 第三の二の 3(8)
	<p>※ 事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、双方の事業で共用することができます。</p>		平 18-0331004 第三の二の 3(9)
	<p>④ 利用者に対し、ケアコール端末を配布していますか。</p> <p>ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではありません。</p>	いる いない	条例 第 49 条第 3 項
	<p>※ ケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければなりません。ただし、利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報が適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話等を配布すること又はケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えありません</p>		平 18-0331004 第三の二の 3(6)
	<p>※ ケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者が安心して在宅生活を送ることに資するものであることが望ましいです。</p>		平 18-0331004 第 3 の二の 3(7)
	<p>※ オペレーションセンターを設置しない場合にあっても、利用者に配布するケアコール端末は必要です。</p>		平 18-0331004 第三の二の 3(8)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
<b>第6 運営に関する基準</b>			
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 夜間対応型訪問介護従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) 等</p> <p>※ 同意は、利用者及び訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。</p> <p>※ 特にオペレーションセンターを設置しない事業者は、オペレーションセンターを設置しない場合のオペレーションサービスの実施方法について十分な説明を行わなければなりません。</p> <p>※ 随時訪問サービスを他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせる場合には、その旨について十分な説明を行わなければなりません。</p> <p>※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</p> <p><b>【書面以外の方法】</b> 利用申込者又はその家族（以下、利用申込者等）からの申出があった場合には、文書の交付に代えて当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなします。なお、利用申込者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの ア 指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者等の閲覧に供し、当該利用申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>※ 重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。</p> <p>(1) 電磁的方法のうち指定夜間対応型訪問介護事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例 第59条 (第9条第1項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の二の4(12) (第3の一の4(2)①)</p> <p>平18-0331004 第3の二の4(12)②</p> <p>平18-0331004 第3の二の4(21)① 準用</p> <p>条例 第59条 (第9条第2、4項準用)</p> <p>条例 第59条 (第9条第5項準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	※ 承諾を得た指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び承諾をした場合は、この限りではありません。		条例 第59条 (第9条第6項準用)
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	いない いる	条例 第59条 (第10条準用)
	※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 ※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合		平18-0331004 第3の二の4(12) (第3の一の4(3)準用)
3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	いる いない	条例第59条 (第11条準用)
4 受給資格等の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	いる いない	条例第59条 (第12条第1項準用)
	② 被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。	いる いない	条例第59条 (第12条第2項準用)
5 要介護認定の申請に係る援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる いない	条例第59条 (第13条第1項準用)
	② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	いる いない	条例第59条 (第13条第2項準用)
6 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たって、オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては訪問介護員等。以下同じ）による面接のほか、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる いない	条例第59条 (第14条準用)
7 居宅介護支援事業者等との連携	① サービスの提供に当たって、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	条例第59条 (第15条第1項準用)
	② サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	条例第59条 (第15条第2項準用)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際して、法定代理受領を行うために必要な援助を行っていますか。	いる いない	条例第59条 (第16条準用)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	いる いない	条例第59条 (第17条準用)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	いる いない	条例第59条 (第18条準用)
11 身分を証する書類の携行	従業者に身分証明書や名札を携行させ、面接時、初回訪問時及び相手方の申し出により提示するよう指導していますか。	いる いない	条例第59条 (第19条準用)
	※ 身分を証する書類には、事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。		平18-0331004 第3の二の4(12) (第3の一の4(11)準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
1 2 サービスの提供の記録	① サービスを提供した際には、利用者及びサービス事業者がその時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票）等に記載していますか。	いる いない	条例第 59 条 (第 20 条第 1 項準用)
	※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。 ア サービスの提供日 イ サービスの内容（例えば、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別） ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項		平 18-0331004 第 3 の二の 4(12) (第 3 の一の 4(12) ①準用)
	② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者へ提供していますか。	いる いない	条例第 59 条 (第 20 条第 2 項準用)
1 3 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額の 1 割、2 割又は 3 割（法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。	いる いない 該当なし	条例第 59 条 (第 21 条第 1 項準用)  平 18-0331004 第 3 の二の 4(12) (第 3 の一の 4(13) ①準用)
	② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	いる いない 該当なし	条例第 59 条 (第 21 条第 2 項準用)
	※ 介護保険給付の対象となる指定夜間対応型訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア 利用者へ、当該事業が指定夜間対応型訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定夜間対応型訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ 指定夜間対応型訪問介護の事業の会計と区分していること。		平 18-0331004 第 3 の二の 4(12) (第 3 の一の 4(13) ②準用)
	③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定夜間対応型訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額を利用者から受けていますか。	いる いない	条例第 59 条 (第 21 条第 3 項準用)
	④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	いる いない	条例第 59 条 (第 21 条第 4 項準用)
	⑤ 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用を徴収していませんか。 ※ 利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきものです。	いる いない	平 18-0331004 第 3 の二の 4(12) (第 3 の一の 4(13) ⑤準用)
	⑤ サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。 ※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。	いる いない	法 第 42 条の 2 第 9 項  施行規則 第 65 条の 5
1 4 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定夜間対応型訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	いる・いない	条例第 59 条 (第 22 条準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
15 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針	① 定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	いる・いない	条例 第50条第1項
	② オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われており、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものとなっていますか。	いる・いない	条例 第50条第1項
	③ 事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いる・いない	条例 第50条第2項
16 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針	① 定期巡回サービスの提供にあたっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例 第51条第1号
	② 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。	いる・いない	条例 第51条第2号
	③ 利用者宅への定期的な訪問等により利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行いやすい環境作りに努めていますか。	いる・いない	平18-0331004 第3の二の4(1)②
	④ 随時訪問サービスの提供にあたっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例 第51条第3号
	⑤ サービスの提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	いる・いない	条例 第51条第4号
	⑥ サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行っていますか。	いる・いない	条例第51条第5号 平18-0331004 第3の二の4(1)③
	⑦ 利用者からの連絡内容や、利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講じていますか。	いる・いない	条例 第51条第6号
	※ 医療面での対応が必要とされる場合があることから、常に指定訪問看護ステーション等の保健医療サービスを提供する者との連携を確保する必要があります。	いる・いない	平18-0331004 第3の二の4(1)④
	⑧ 利用者から合鍵を預かる場合には、従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行っていますか。	いる・いない	条例 第51条第1項 第7号
	⑨ ⑧とともに、合鍵の管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。	いる・いない	
17 夜間対応型訪問介護計画の作成	① オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合は、訪問介護員等、以下⑤⑥に同じ）が、夜間対応型訪問介護計画を作成していますか。	いる・いない	条例 第52条第1項
	② 計画の作成にあたっては、利用者の状況を把握・分析し、夜間対応型訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにして、これに基づき、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしていますか。	いる・いない	平18-0331004 第3の二の4(2)①
	③ 夜間対応型訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿った内容となっていますか。	いる・いない	条例第52条第2項
	※ 夜間対応型訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、夜間対応型訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。		平18-0331004 第3の二の4(2)②
	④ オペレーションセンター従業者は、計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ていますか。	いる・いない	条例第52条第3項
	※ 夜間対応型訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務付けることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。		平18-0331004 第3の二の4(2)③

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
続・17 夜間対応型訪問介護計画の作成	※ オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。		
	⑤ オペレーションセンター従業者は、計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。	いる・いない	条例 第52条第4項
	⑥ 計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行っていますか。	いる・いない	条例 第52条第5項
	※ オペレーションセンター従業者は、訪問介護員等の行うサービスが夜間対応型訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行ってください。		平18-0331004 第3の二の4(2)⑤
	⑦ 居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画に基づきサービス提供している場合、当該サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から夜間対応型訪問介護計画の提供の求めがあった際には、提供の協力を努めていますか。	いる・いない	平18-0331004 第3の二の4(2)⑥ (第3の一の4(17)⑫準用)
18 同居家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供を行わせていませんか。	いる・いない	条例第59条 (第27条準用)
19 利用者に関する市町村への通知	① 利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。	いる いない 事例なし	条例第59条 (第28条準用)
	② 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。	いる いない 事例なし	
20 緊急時等の対応	サービス提供中に、利用者の病状の急変やその他必要な場合には、速やかに主治医への連絡等の必要な措置を講じていますか。	いる・いない	条例 第53条
21 管理者等の責務	① 管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。	いる・いない	条例 第54条第1項
	② 管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	いる・いない	条例 第54条第2項
	③ オペレーションセンター従業者は、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っていますか。	いる・いない	条例 第54条第3項
22 運営規程	指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。	いる・いない	条例 第55条
	(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他運営に関する重要事項		
	※ (2)の従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。		平18-0331004 第3の一の4(21)① 準用
	※ 通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものですが、指定地域密着型サービスである指定夜間対応型訪問介護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも含めることが適当です。		平18-0331004 第3の一の4(21)⑤ 準用
※ (7)の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指します。		平18-0331004 第3の一の4(21)⑥ 準用	

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
23 勤務体制の確保等	① 利用者に対して適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めていますか。	いる・いない	条例 第56条第1項
	※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、オペレーションセンター従業者及び訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。		平18-0331004 第3の二の4(6)①
	② 指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供していますか。	いる・いない	条例 第56条第2項
	※ ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定訪問介護事業所等）との密接な連携を図ることにより、効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができます。		平18-0331004 第3の二の4(6)②
	※ 指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指します。 なお、訪問看護サービスに従事する看護師等又は社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則（昭和61年厚生省令第49号）第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはなりません。		平18-0331004 第3の二の4(6)②
	※ オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができます。		条例 第56条第3項
※ 地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、指定夜間対応型訪問介護の実施を可能とする観点から、地域の指定訪問介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対して、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスの事業の一部を委託することができることとしたものです。この場合において、「事業の一部」の範囲については市長が判断しますが、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスの全てを委託してはなりません。したがって、指定夜間対応型訪問介護事業所が定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められません。なお、事業の一部委託に当たっては契約に基づくこととし、当該契約において、当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行ってください。		平18-0331004 第3の二の4(6)③	
(一部委託の例) イ 利用者50人を担当する指定夜間対応型訪問介護事業所が、事業所の所在地と一定以上の距離を有する地域に居住する利用者10人に係る定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを当該利用者が居住する地域に所在する指定訪問介護事業所に委託 ロ 深夜帯におけるオペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に委託（指定夜間対応型訪問介護事業所は定期巡回サービスを実施）		平18-0331004 第3の二の4(6)④	
※ オペレーションセンターサービスに限り、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間での一体的実施ができます。この場合において、一体的実施ができる範囲について市町村を越えることを妨げるものではなく、オペレーションセンターサービスが単なる通報受け付けサービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所		平18-0331004 第3の二の4(6)④	



自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(ハラスメント防 止)	<p>における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所がオペレーションセンターサービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであり、全国の利用者に対するオペレーションセンターサービスを1か所の指定夜間対応型訪問介護事業所に集約するような業務形態は想定していません。なお、一体的実施に当たっては同一法人の事業所間に限らず、別法人の事業所間でも認められますが、この場合、契約に基づくこととし、当該契約において、当該業務に要する委託料及び当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、随時訪問サービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。なおオペレーションセンターサービスの一体的実施により、オペレーションセンターサービスを行わない指定夜間対応型訪問介護事業所は、当該時間帯における定期巡回サービス及び随時訪問サービスについては、実施しなければなりません。</p>		
	<p>③ 訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例 第56条第4項</p>
	<p>④ 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例 第56条第5項</p>
	<p>※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。<u>事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組</u>については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p><u>事業主が講ずべき措置の具体的内容</u></p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってほ ならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の 整備</p> <p>※ 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のため の窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務に ついては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する 法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策 の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主た る事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業 員数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となりました。</p> <p><u>事業主が講じることが望ましい取組について</u></p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマ ーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが 望ましい取組の例として、a～cが規定されています。</p> <p>a 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>b 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者 に対して1人に対応させない等）</p>		<p>平18-0331004 第3の二の4(6)⑥ (第3の一の4(22) ⑥準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
続・(ハラスメント防止)	<p>○ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、事業主が講ずべき措置の具体的な内容の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a>  埼玉県では、「介護職員しっかり応援プロジェクト」の取組において、ハラスメントの研修等が行われていますので、活用してください。</p>		
24 業務継続計画の策定等	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載します。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。  職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第59条 (第32条の2第1項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の二の4(7) (第3の一の4(23) ①準用)</p> <p>条例第59条(第32条の2第2項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の二の4(7) (第3の一の4(23) ②準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p>※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。(令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務)</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第59条(第32条の2第3項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の二の4(7) (第3の一の4(23) ③準用)</p>
<p>25 衛生管理等</p>	<p>① 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p>② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p> <p>③ 従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じていますか。</p> <p>※ 手洗所等の従業員共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。</p> <p>④ 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとします。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。(令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務)</p> <p>ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第59条 (第33条第1項準用)</p> <p>条例第59条 (第33条第2項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の二の4(8) (第3の一の4(24) ①準用)</p> <p>条例第59条 (第33条第3項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の二の4(8) (第3の一の4(24) ②準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
続・25 衛生管理等	<p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p>		
	<p>ウ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとし、ます。  職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。  なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。  また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>いる いない</p>	
26 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条 (第34条第1項準用)</p>
	<p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等をいいます。</p> <p>※ 「事業所の見やすい場所」とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことを指します。</p> <p>※ 勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めません。</p> <p>※ 規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、規定による掲示に代えることができます。</p>		<p>平18-0331004 第3の二の4(12) (第3の一の4(25) ①準用)</p> <p>条例第59条 (第34条第2項準用)</p>
27 秘密保持等	<p>① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p>	<p>いない いる</p>	<p>条例第59条 (第35条第1項準用)</p>
	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第59条 (第35条第2項準用)</p>
	<p>※ 具体的には、介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>		<p>平18-0331004 第3の二の4(12) (第3の一の4(26)②準用)</p>
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第59条 (第35条第3項準用)</p>
<p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p>		<p>平18-0331004 第3の二の4(12) (第3の一の4(26)③準用)</p>	
28 広告	<p>事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていないですか。</p>	<p>いない・いる</p>	<p>条例第59条 (第36条準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
29 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いない・いる	条例第59条 (第37条準用)
30 苦情処理	<p>① サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。            ア 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。            イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。            ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること。            エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示すること。</p> <p>② 苦情を受け付けた場合には、苦情受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p>※ 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。</p> <p>③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>④ 市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。</p> <p>⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない 事例なし</p> <p>いる いない 事例なし</p> <p>いる いない 事例なし</p> <p>いる いない 事例なし</p>	<p>条例第59条 (第38条第1項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の二の4(12) (第3の一の4(28)) ①準用)</p> <p>条例第59条 (第38条第2項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の二の4(12) (第3の一の4(28)) ②準用)</p> <p>条例 第38条第3項</p> <p>条例 第38条第4項</p> <p>条例 第38条第5項</p> <p>条例 第38条第6項</p>
31 地域との連携等	<p>① 利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p>※ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。            なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。</p> <p>② 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めていますか。</p> <p>※ 高齢者向け集合住宅と同一の建物に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定夜間対応型訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、条例第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければなりません。</p>	<p>いる・いない 事例なし</p> <p>いる・いない 事例なし</p>	<p>条例 第57条第1項</p> <p>平18-0331004 第3の二の4(9)① (第3の一の4(29)) ④準用)</p> <p>条例 第57条第2項</p> <p>平18-0331004 第3の二の4(9)②</p>
32 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ決めておくことが望ましいです。</p> <p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例59条 (第40条第1項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の二の4(12) (第3の一の4(30)) ①準用)</p> <p>条例59条 (第40条第2項準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
続・32 事故発生時の対応	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	いる・いない	条例59条(第40条第3項準用)
	※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。		平18-0331004 第3の二の4(12) (第3の一の4(30) ②準用)
	④ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	いる・いない	平18-0331004 第3の二の4(12) (第3の一の4(30) ③準用)
33 虐待の防止	<p>虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定夜間対応型訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じる必要があります。</p> <p><b>虐待の未然防止</b> 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。</p> <p><b>虐待等の早期発見</b> 従業員は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。</p> <p><b>虐待等への迅速かつ適切な対応</b> 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項(①～④)を実施するものとします。(令和6年3月31日までの間は、3年間の経過措置として努力義務)</p>		平18-0331004 第3の二の4(10) (第3の一の4(31) 準用)
	① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが可能。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。	いる いない	条例59条 (第40条の2 第1号準用)
	<p>※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>また、テレビ電話装置等を活用して行う際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		平18-0331004 第3の二の4(10) (第3の一の4(31) ① 準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
続・33 虐待の 防止	<p>※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</li> <li>ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</li> <li>ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</li> <li>ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</li> <li>ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</li> <li>ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</li> <li>ト への再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</li> </ul>		
	② 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	いる いない	条例59条(第40条の2第2号準用)
	<p>※ 指針には次のような項目を盛り込むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</li> <li>ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</li> <li>ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</li> <li>ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</li> <li>ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</li> <li>ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項</li> <li>ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</li> <li>チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</li> <li>リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</li> </ul>		平18-0331004 第3の二の4(10) (第3の一の4(31) ②準用)
	③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。	いる いない	条例59条(第40条の2第3号準用)
	<p>※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p>		平18-0331004 第3の二の4(10) (第3の一の4(31) ③準用)
	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	いる いない	条例59条(第40条の2第4号準用)
	※ 事業所における虐待を防止するための体制として、上記に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。		平18-0331004 第3の二の4(10) (第3の一の4(31) ④準用)
34 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定夜間対応型訪問の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	いる・いない	条例59条 (第41条準用)
	<p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）</li> <li>イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）</li> <li>ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日 老高発第0329第1号）</li> </ul>		平18-0331004 第3の二の4(12) (第3の一の4(32) 準用)
35 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	いる・いない	条例第58条第1項
	② 利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。	いる・いない	条例 第58条第2項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
続・35 記録の整備	(1) 夜間対応型訪問介護計画：計画完了の日 (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録：サービスを提供した日 (3) 苦情の内容等の記録：サービスを提供した日 (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録：サービス提供した日 (5) 市町村への通知に係る記録：通知の日		
(電磁的記録)	※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。		平 18-0331004 第 3 の二の 4(11)
	③ 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有形物をいう)で行うことが規定されている又は想定されるもの(被保険者証に関するものを除く)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(コンピューター)による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。	いる いない	条例第 204 条
	※ 電磁的記録について イ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ロ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 b 書面に記載されている事項をスキャン等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ハ その他、地域密着型サービス基準第 183 条第 1 項及び予防基準において電磁的記録により行うことができるとされているものはイ及びロに準じた方法によること。 ニ 電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		平 18-0331004 第 5
	④ 事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)を行っていますか。 ※ 電磁的方法とは (1) 電磁的方法による交付は、地域密着型サービス基準第 3 条の 7 第 2 項から第 6 項までの規定に準じた方法によること。 <b>地域密着型サービス基準第 3 条の 7</b> 2 事業者は利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、重要事項説明書の交付に代えて第 5 項で定めるところにより、当該利用者申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、事業者は当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法 イ 事業者の使用に係る電子計算機と利用者申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用者又はその家族の閲覧に供し、当該利用者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)	いる いない	



自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
続・(電磁的記録)	<p>二 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへ記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(4) その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		
36 介護職員等による喀痰吸引等について (以下、該当事業者のみ記入してください。)	<p>① 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び3、同法施行規則第26条の2及び3に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。</p> <p>※ 平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等（介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象）が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を実施することができるようになりました。</p> <p>※ 制度の概要については、次の厚生労働省ホームページの資料を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 喀痰吸引等のパンフレット</li> <li>・ 喀痰吸引等の制度説明（概要）</li> </ul> <p>[検索方法] 厚生労働省のホームページの検索で、「喀痰吸引等パンフレット」及び「喀痰吸引等制度について」と入力し、該当するPDFファイルを選択。</p> <p>② 認定特定行為業務従事者について</p> <p>ア 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。</p> <p>イ 認定特定行為従事者は何人いますか。 ____人</p> <p>③ 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者について</p> <p>ア 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者</p>	<p>該当 非該当</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、3 同法施行規則第26条の2、3</p> <p>平成23年11月11日社援発第1111号 厚生労働省社会・援護局長通知</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録になります。）            [業務開始年月日 平成・令和 年 月 日 ]</p>		
	<p>④ 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。            【登録している行為】該当するものに○をつける            (たん吸引) 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内            (経管栄養) 胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>⑤ たん吸引等の業務の実施状況について            介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>⑥ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>⑦ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>⑧ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>⑨ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>⑩ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。</p>	<p>いる いない</p>	
<b>第7 変更の届出等</b>			
<p>1 変更の届出等</p>	<p>① 事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市（介護保険課）に届け出ていますか。</p> <p>以下の事項に変更があった場合に、変更後10日以内に市長に届出していますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地            イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名            ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等            エ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要            オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴            カ 運営規程</p>	<p>いる いない</p>	<p>法 第78条の5第1項 第115条の15第1項</p> <p>施行規則 第131条の13第1項</p>
	<p>② 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市（介護保険課）に届け出ていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>第131条の13 第2項</p>
<b>第8 介護給付費の算定及び取扱い</b>			
<p>1 夜間対応型訪問介護費</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p>ただし、オペレーションセンターを設置している事業所であっても（Ⅰ）に代えて（Ⅱ）を算定することができます。</p> <p>【厚生労働大臣が定める施設基準】            夜間対応型訪問介護費（Ⅰ） オペレーションセンターを設置していること。            夜間対応型訪問介護費（Ⅱ） オペレーションセンターを設置していないこと。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平18厚告126 別表2注1</p> <p>平27厚告96 第27号</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
【夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）】	<p>① 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）1,025単位 利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合に、所定の単位を算定していますか。</p> <p>② 定期巡回サービス費（1回につき）386単位 利用者に対して、訪問介護員等が、定期巡回サービスを行った場合に所定の単位を算定していますか。</p> <p>③ 随時訪問サービス費（Ⅰ）（1回につき）588単位 利用者に対して、訪問介護員等が、随時訪問サービスを行った場合に、所定の単位を算定していますか。</p> <p>④ 随時訪問サービス費（Ⅱ）（1回につき）792単位 次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て行った場合に、所定の単位を算定していますか。</p> <p>ア利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 イ暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ウ長期間（1月以上）にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合 エその他利用者の状況等から判断して、①から③までのいずれかに準ずると認められる場合</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126別表2イ 平18厚告263別表1</p> <p>平18厚告263別表2</p> <p>平18厚告263別表3</p> <p>平18厚告263別表4</p>
	<p>※ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）は、オペレーションセンターサービスに相当する部分のみを基本夜間対応型訪問介護費として一月当たりの定額とする一方、定期巡回サービス及び随時訪問サービスについては出来高としたものです。基本夜間対応型訪問介護費については、夜間対応型訪問介護を利用する者すべてについて、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの利用の有無を問わず算定することができます。また、定期巡回サービス費及び随時訪問サービス費については、サービス提供の時間帯、一回当たりの時間の長短、具体的なサービスの内容等にかかわらず、一回の訪問ごとに所定の単位数を算定することとなります。</p>		<p>平18-0331005第2の3(1)</p>
	<p>※ ④のア場合、体重が重い利用者により排泄介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合等が該当し、ウの場合としては、利用者の心身の状況等により異なりますが、一つの目安としては1月以上定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない者からの通報を受けて随時訪問サービスを行う場合が該当するものです。したがって、単に安全確保のために二人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、随時訪問サービス費（Ⅱ）は算定されません。</p>		<p>平18-0331005第2の3(2)</p>
	<p>※ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定する事業所を利用している者については、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）は訪問介護サービスは出来高による算定であることから、他の訪問介護事業所のサービスを利用していた場合でも、当該夜間対応型訪問介護事業所における定期巡回サービス費又は随時訪問サービス費及び他の訪問介護事業所における訪問介護費の算定をともに行うことが可能です。</p>		<p>平18-0331005第2の3(4)①</p>
【夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）】	<p>夜間対応型訪問介護費（Ⅱ） 2800単位 オペレーションセンターを設置していない場合に、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを全て包括して1月当たりの所定の単位を算定していますか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126別表2ロ</p>
	<p>※ 定期巡回サービスを含めて一月当たりの包括報酬であることから、当該夜間対応型訪問介護事業所の営業日及び営業時間において他の訪問介護事業所のサービスを利用していたとしても、当該他の訪問介護事業所における訪問介護費を算定することはできません。</p>		<p>平18-0331005第2の3(4)②</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
2 同一建物等の減算	<p>① 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、次のとおり算定していますか。</p> <p>夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）定期巡回サービス費又は随時訪問サービス費の所定単位数の100分の90に相当する単位数 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）所定単位数の100分の90に相当する単位数</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表2注3
	<p>② 指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、次のとおり算定していますか。</p> <p>夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）定期巡回サービス費又は随時訪問サービス費の所定単位数の100分の85に相当する単位数 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）所定単位数の100分の85に相当する単位数</p>	いる・いない 該当なし	
	<p>〔同一敷地内建物等の定義〕</p> <p>※ 「同一敷地内建物等」とは、当該指定夜間対応型訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定夜間対応型訪問介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指します。</p> <p>具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定夜間対応型訪問介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合などが該当し、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。</p> <p>※ 当該減算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。</p> <p>（同一敷地内建物等に該当しないものの例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合</li> <li>・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合</li> </ul> <p>※ 同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該夜間対応型訪問介護事業所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者と異なる場合であっても該当します。</p>		平18-0331005 第2の3(5)① (第2の2(4)準用)
	<p>〔同一建物に20人以上居住する建物の定義〕</p> <p>イ 「当該指定夜間対応型訪問介護事業所における利用者が同一建物に二十人以上居住する建物」とは、〔同一敷地内建物等の定義〕に該当するもの以外の建物です。</p> <p>ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てます。</p>		平18-0331005 第2の3(5)②
	<p>〔同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義〕</p> <p>イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されます。</p> <p>ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てます。</p>		平18-0331005 第2の3(5)③

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
3 24時間通報 対応加算	<p>夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）について、別に厚生労働大臣が定める基準適合しているものとして久喜市長に届け出た事業所が日中においてオペレーションセンターサービスを行う場合は、1月につき610単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 日中とは、8時から18時までの時間帯を含む、当該事業所の営業時間以外の時間帯をいいます。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】</p> <p>① 日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していますか。</p> <p>② 利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されていますか。</p> <p>③ 利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していますか。</p> <p>※ 指定訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握しておく必要があります。なお、この場合の指定訪問介護事業所については、複数でも差し支えなく、また、同一法人の経営する事業所でも差し支えありません。</p> <p>※ 本加算対象となる利用者については、夜間の同居家族等の状況の把握に加え、日中の同居家族等の状況及び在宅サービスの利用状況等を新たに把握すること。</p> <p>④ 利用者からの通報について、通報日時、通報内容及び具体的対応の内容について記録を行っていますか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>平18厚告126 別表2注2</p> <p>平18-0331005 第2の3(9)①</p> <p>平27厚告95 第49号</p> <p>平18-0331005 第2の3(9)④</p> <p>平18-0331005 第2の3(9)⑤</p>
4 中山間地域等 居住者加算	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。</p> <p>※ 中山間地域等居住者加算対象地域 厚生労働大臣が定める中山間地域等居住者（春日部市宝珠花）等です。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表2注6</p>
5 サービス種類 相互の算定関係	<p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、算定していませんか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表2注7</p>
6 2以上の事業 所からのサー ビス提供	<p>利用者が1の指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定夜間対応型訪問介護を受けている間は、他の指定夜間対応型訪問介護事業所が指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費は算定していませんか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表2注8</p>
7 認知症専門ケ ア加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、久喜市長に届け出た事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1日につき、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算していますか。（ただし、同時に他のいずれかを算定できません。）</p> <p>夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している場合（1日につき）</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位</p> <p>(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位</p> <p>夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定している場合（1月につき）</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 90単位</p> <p>(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 120単位</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表2ハ注</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(1) 認知症専門 ケア加算 (I)	※〔厚生労働大臣が定める基準〕 次のいずれにも適合すること。		平 27 厚告 95 第 3 の 2 号イ
	① 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状 若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立 度がランクⅢ、Ⅳ又はM）の占める割合が2分の1 以上ですか。	いる いない	平 27 厚告 94 第 35 の 2 の 2 号
	② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が 20 人未満 である場合にあっては1 以上、当該対象者の数が20 人以上である場合にあって は、1 に当該対象者の数が19 を超えて10 又はその端数を増すごとに1 を加え て得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していますか。	いる いない	
	③ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的 指導に係る会議を定期的に開催していますか。	いる いない	
	※ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2 分の1 以上の算定方法は、算 定日が属する月の前3 月間の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定する してください。また、届出を行った月以降においても、直近3 月間の認知症高齢 者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であるこ とが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合 を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければなりません。		平 18-0331005 第 2 の 3 (10) ②
	※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践リーダー研修」、認知 症看護に係る適切な研修を指します。		平 18-0331005 第 2 の 3 (10) ③
(2) 認知症専門 ケア加算 (II)	〔厚生労働大臣が定める基準〕 次のいずれにも適合すること。		平 27 厚告 95 第 3 の 2 号ロ
	① (I) の基準のいずれにも適合していますか。	いる いない	
	② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1 名以上配置し、事 業所全体の認知症ケアの指導等を実施していますか。	いる いない	
	③ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を 作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していますか。	いる いない	
	※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護指導者養成研修」、 認知症看護に係る適切な研修を指します。		平 18-0331005 第 2 の 3 (10) ⑤
8 サービス提供 体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た夜間 対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、当該基準に掲げる区分に従い夜間対応 型訪問介護費 (I) については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った 際に1 日につき、夜間対応型訪問介護費 (II) については1 月につき、次に掲げ る所定単位数を加算していますか。  夜間対応型訪問介護費 (I) を算定している場合 (1 日につき) (1) サービス提供体制強化加算 (I) 22 単位 (2) サービス提供体制強化加算 (II) 18 単位 (3) サービス提供体制強化加算 (III) 6 単位  夜間対応型訪問介護費 (II) を算定している場合 (1 月につき) (1) サービス提供体制強化加算 (I) 154 単位 (2) サービス提供体制強化加算 (II) 126 単位 (3) サービス提供体制強化加算 (III) 42 単位	いる いない 該当なし	平 18 厚告 126 別表 2 二注

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】	
(1) サービス提供体制強化加算 (I)	〔厚生労働大臣が定める基準〕 次のいずれにも適合すること。		平 27 厚告 95 第 50 号	
	① 当該事業所の全ての夜間対応型訪問介護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していますか。	いる いない		
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していますか。	いる いない		
	③ 事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施していますか。	いる いない		
	④ 次のいずれかに適合していますか。 a 事業所の訪問介護員等の総数のうちの総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 b 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。	いる いない		
(2) サービス提供体制強化加算 (II)	① (1)の①～③までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。	いる いない		
	② 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修終了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上となっていますか。	いる いない		
(3) サービス提供体制強化加算 (III)	① (1)①～③までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。	いる いない		
	② 次のいずれかに適合していますか。 a 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。 c 事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	いる いない		
	※ 「研修」について 夜間対応型訪問介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保に定めるとともに、当該従業者について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません		平 18-0331005 第 2 の 3 (11) (第 2 の 2 (16) ① 準用)	
※ 「会議の開催」について 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができます。また、会議の開催状況については、その概要を記録すること。 なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要があります。また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。 ・利用者の ADL や意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家庭環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たっての必要な事項		平 18-0331005 第 2 の 2 (16) ② 準用		

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
続・(3) サービス 提体制強化 加算 (Ⅲ)	※ 「健康診断等」について 健康診断等については、労働安全衛生法により定期的実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。		平18-0331005 第2の2(16)③準用
	※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。 したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月以降届出が可能となるものであること。 なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは、介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。		平18-0331005 第2の2(16)④準用
	※ 上記、ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合には、直ちに届出を提出しなければならない。		平18-0331005 第2の2(16)⑥準用
	※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものです。		平18-0331005 第2の2(16)⑦準用
	※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものです。		平18-0331005 第2の2(16)⑦準用
9 介護職員処遇 改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、次に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、以下の他の加算は算定できません。  介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の137に相当する単位数 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の100に相当する単位数 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の55に相当する単位数  [厚生労働大臣が定める基準] 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知)  ア～オについては(Ⅰ)～(Ⅴ)全共通  ア 加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。 イ 介護職員処遇改善計画書(キャリアパス要件等の記載については区分による)を作成したうえで全ての介護職員に周知し、市に届出をしている。(計画書のチェックリスト確認とともに、計画書の内容証明する資料として就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類は適切に保管し、市から求めがあった場合には速やかに提出すること(一律に添付は求めない。)) ウ 計画の変更があった場合に変更の届出を行っている。 エ 介護職員処遇改善に関する実績報告書を市に提出している。 オ その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。	いる いない 該当なし	平18厚告126 別表2ホ注  平18-0331005 第2の3(12) (第2の2(17)準用)



自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
<p>続・9 介護職員 処遇改善加算</p>	<p>〔キャリアパス要件Ⅰ〕 「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用（賃金に関するものを含む。）等の要件」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等を除く）」を定め、それを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>〔キャリアパス要件Ⅱ〕 職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びA又はBに掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。 A…資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 B…資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。</p> <p>〔キャリアパス要件Ⅲ〕 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定するA～Cのいずれかに該当する仕組みを設けかつその内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 A…<u>経験に応じて昇給する仕組み</u> 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 B…<u>資格等に応じて昇給する仕組み</u> 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであること。 C…<u>一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み</u> 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p> <p>〔職場環境等要件〕 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての介護職員に周知していること。</p> <p>各加算の算定要件 ＜各加算の算定要件＞ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす。 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たす。 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかと職場環境等要件を全て満たす。</p>		
<p>10 介護職員等 特定処遇改善 加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の63に相当する単位数 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>〔厚生労働大臣が定める基準〕 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621 第1号厚生労働省老健局長通知）</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表2へ注  平18-0331005 第2の3(13) (第2の2(18)準用)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
続・10 介護職員等特定処遇改善加算	① 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）全共通 ア 介護職員処遇改善加算の届出をしている。 イ 職員のグループ分け、賃金改善額の配分方法の設定ができている。 ウ 介護職員等特定処遇改善計画書を作成したうえで届出に係る計画の期間中に実施する職場環境等要件を含め、全ての介護職員に周知し、市に届出をしている。（計画書のチェックリスト確認とともに、計画書の内容証明する資料として就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類は適切に保管し、市から求めがあった場合には速やかに提出すること（一律に添付は求めない。） エ 計画の変更があった場合に変更の届出を行っている。 オ 介護職員特定処遇改善に関する実績報告書を市に提出している。 カ その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 キ 処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している。		
	② 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）のみ ク サービス提供体制強化加算（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれか（介護福祉士の配置等）を届出している。		
	※ 職員のグループ分けについて 1 グループa～cに区分 a 経験・技能のある介護職員 介護福祉士であって勤続年数10年以上の職員が基本。（他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定する。） b aを除く介護職員 c 介護職員以外の職員 2 配分について次の条件を満たしている (1) グループaのうち1人以上は賃金改善額が月額平均8万円以上または年額440万円以上である（現に年額440万円以上の者がいる場合はこの限りでない） (2) グループaはグループbより高い (3) グループbはグループcの2倍以上 (4) グループcの賃金改善額が年額440万円を上回らないこと（賃金改善前がすでに440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象にならない）。 ※ ウ 「職場環境等要件」 「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。		
11 介護職員等ベースアップ等支援加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知） ア 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込み額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。 イ 事業所において賃金改善に関する計画、介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ている。（計画書のチェックリス	いる いない 該当なし	平18厚告126 別表2ト注 平18-0331005 第2の3(14) (第2の2(19)準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>ト確認とともに、計画書の内容証明する資料として就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類は適切に保管し、市から求めがあった場合には速やかに提出すること（一律に添付は求めない。）</p> <p>ウ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ている。</p> <p>エ 事業年度ごとに当該事業所の職員の改善に関する実績報告書を市に提出している。</p> <p>オ 介護処職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>カ その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。</p>		
<b>第9 その他</b>			
1 サービス利用前の健康診断書の提出	<p>サービス利用前に利用申込者に対して、健康診断書を提出するよう求めていますか。また、健康診断書の提出を拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔健康診断書の提出を求めている場合、その理由及び主な項目〕</p> <p>※（平成13年3月28日 運営基準等に係るQ&amp;Aから） 訪問介護については通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものとする。</p> <p>しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。</p>	いない いる 該当なし	
2 介護サービス情報の公表	<p>指定情報公表センターへ年1回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。</p>	いる いない	法 第115条の35 第1項
3 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。</p> <p>届出年月日 [平成 年 月 日] 法令遵守責任者 [職名 ] [氏名 ]</p> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容</p> <p>◎事業所の数が20未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等</p> <p>◎事業所の数が20以上100未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要</p> <p>◎事業所の数が100以上 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要</p>	いる いない	法 第115条の32 第1項、第2項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	② 業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。	いる いない	
	③ 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。 ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている ウ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている エ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している オ 法令遵守規程を整備している カ その他（	いる いない	
	④ 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	いる いない	